

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

### 証拠申出書

平成28年1月18日

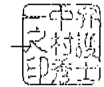
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

#### 原告訴訟代理人

弁護士 松 村 光



同 中 村 秀



同 屋 宮 昇



原告は、以下のとおり証拠の申出をする。

#### 第1 人証の表示

1 〒 [Redacted]

原告本人 出 口 俊 一 (同行・主尋問30分)

2 〒 [Redacted]

被告本人 左 巻 健 男 (呼出・主尋問20分)

3 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉1-4-1 神田外語大学

証人 飯島明子 (呼出・主尋問15分)

## 第2 立証の趣旨

原告本人により、被告が、自身のブログやツイッター等において、「出口俊一氏は、真正のおバカ」、「普通の頭なら載せないだろう」、「嘲笑するしかない超低レベル」、「要するにやってることはヤクザそのもの」等との書き込みを行うに至った経緯、及び原告が被告の不法行為によって被った損害等について立証する。

また、被告は第1準備書面において、真実性の抗弁を主張し、それを裏付けるものとして、被告本人及び飯島明子の各陳述書を提出しているところ、同陳述書に記載されている事実関係には、一連の事実経過が正確に記載されておらず、反対尋問的観点から、同陳述書の記載内容に対して、弾劾する必要がある。

## 第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり。

別紙 1

原告本人

## 尋 問 事 項

- 1 原告の経歴等
- 2 被告が、自身のブログやツイッター等において、「出口俊一氏は、真正のおバカ」、「普通の頭なら載せないだろう」、「嘲笑するしかない超低レベル」、「要するにやってることはヤクザそのもの」等との書き込みを行うに至った経緯
- 3 被告のブログやツイートが驚くべき拡散をされていたこと等
- 4 原告が、あくまでも正当な取材活動に従事しているに過ぎず、「ヤクザ」と言われるような不当な取材など行っていないこと
- 5 原告が、被告の不法行為によって被った損害等
- 6 本訴訟に至る経緯
- 7 その他、これらに関連する一切の事項

以 上

## 別紙2

被告本人

## 尋 問 事 項

- 1 被告の経歴等
- 2 被告が原告を批判する言動を始めるに至った経過
- 3 被告が平成25年12月4日のブログ（甲2）を書き込んだ経過・意図
- 4 被告が平成26年10月21日のブログ（甲5）を書き込んだ経過・意図及び「ヤクザそのもの」と書き込む前提となった事実関係
- 5 上記各ブログのURLを貼りつけたツイートをするに至った経過・意図
- 6 原告が、あくまでも正当な取材活動に従事しているに過ぎず、「ヤクザ」と言われるような不当な取材など行っていないこと
- 7 原告と松永勝彦との面談の状況、原告と片瀬久美子のやり取り、原告と神田外語大とのやり取りについての被告の認識
- 8 被告以外にもブログ・ツイッターによって原告の批判をしている者がいること及び被告がこれらの批判者との間で連絡を取り合っていること
- 7 その他、これらに関連する一切の事項

以 上

## 別紙3

証人飯島明子

## 尋 問 事 項

- 1 証人の経歴等
- 2 平成26年3月31日に原告から神田外語大学にかけた電話の内容及び証人が大学職員から伝え聞いた内容
- 3 同電話で原告から指摘のあったとする証人の発言、各種学会でのパネルの具体的内容
- 4 証人が原告に対するものとしてなしたツイート等を始めるに至った経過、当該ツイート等の内容
- 5 EM研究機構から神田外語大学に送られた内容証明郵便で問題とされていた証人の行為の具体的内容
- 6 証人以外にもブログ・ツイッターによって原告の批判をしている者がいること及び証人がこれらの原告の批判者との間で連絡を取り合っていること
- 7 その他、これらに関連する一切の事項

以 上